

消費税増税等に伴う各種サービス手数料の改定について

当金庫は、平成26年4月1日からの消費税法等および印紙税法の一部改正に伴い、各種サービス手数料を改定いたします。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 改定日

平成26年4月1日(火)

2. 手数料改定の背景・概要

(1) 消費税法等の一部改正

消費税法等の一部改正により、消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引上げられることに伴い、増税負担分を適正に手数料に転嫁いたします。

(2) 印紙税法の一部改正

印紙税法の一部改正により、「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税の非課税範囲が3万円未満から5万円未満に拡大されることに伴い、3万円を境に区分している手数料体系を5万円区分に変更します。

3. 改定後の手数料について

平成26年4月1日(火)以降に適用される手数料については以下の「手数料改定のご案内」をご覧ください。

⇒[手数料改定のご案内](#)

※くわしくは窓口にてお問合わせください

夢ある未来のお手伝い! 親近バンク

神戸信用金庫

www.shinkinbank.co.jp